平成２２年（フ）第２１号
高知県室戸市元甲2762番地117
債務者　吉本　静子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
福岡県久留米市津福本町1710番地９　メルシーコーポ102号
債務者　加藤耕太郎
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第８６号
福岡県久留米市津福本町1683番地２　津福団地15棟21号
債務者　船川サダミ
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第９７号
福岡県小郡市小郡824番地14
債務者　河口　英俊
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１１３号
福岡県久留米市城島町城島1201番地
債務者　江頭千恵子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１１７号
福岡県久留米市西町910番地22　菊竹マンション705号
債務者　伊東マリア
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１２６号
福岡県久留米市通町112番地10　ダイアパレス通町201号
債務者　山下　祥男（旧姓居石）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１号
福岡県田川郡川崎町大字川崎1378番地の２
債務者　新保　富雄
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第２号
福岡県田川郡川崎町大字川崎1378番地の２
債務者　新保　澄枝
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第２８号
福岡県田川市大字伊田2556番地７
債務者　谷之木　誠
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第４号
大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦2425番地６
債務者　後藤　朝子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第９号
大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦4500番地10　小向団地95号
債務者　宮坂　隆子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
大分県日田市亀山町２番17号メゾン・ド・福助202号
債務者　石松　亜紀
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第７９号
鹿児島県鹿児島市西伊敷３丁目36番24―22号
債務者　白男川工作
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９６号
鹿児島県鹿児島市坂元町1292番地２
債務者　岡村ひふみ
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
鹿児島県鹿児島市坂之上８丁目36番３号
債務者　鞘脇　直美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
鹿児島県鹿児島市伊敷５丁目６番６号　上ノ町方
債務者　遠矢　節子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係